



市の花・チューリップの オーナーを募集

「実施に向けてチューリップオーナーになってくださる方を8月1日から募集します。春の訪れと共に咲きそろう7万本のチューリップ（上の写真）を、私たちと一緒に咲かせてみませんか。」

【募集内容】

1口の金額/球根数/募集口数
個人：2千円/60球/667口
団体：2万円/500球/60口

【行事日程】

球根植え付け：11月3日
（無料もちつき大会）植え付け場所：野栄総合支所南側のさか花の広場でオーナーごとに1区画をご用意します。

「のさかチューリップまつり実行委員会」では、来春の第12回のさかチューリップまつり

健康生活

ヘルシーメニューを紹介

桜エビとネギの卵焼き



お好み焼きからヒントを得て作ってみました。簡単にでき、エビの赤やネギの緑で彩りの良い卵焼きです。

豊和地区保健推進員

【材料4人分】卵...4個、ネギ...80g、桜エビ...12g、レタス...40g、ミニトマト...4個、塩...小さじ2/3、砂糖...小さじ1/2、コショウ...少々、油...小さじ1

【作り方】

卵を割りほぐし、小口切りにしたネギと桜エビを加えてよく混ぜる。調味料も加える。フライパンを熱しサラダ油をしきをしき、はしで混ぜながら全体を半熟状態にしてから、ふたをして弱火で蒸し焼きにする。

を返してから火を止め、余熱で蒸す。

人数分に切り分ける。

【1人分】エネルギー119kcal、タンパク質8.4g、カルシウム95mg、塩分0.3g

*臨時休館日 8月20日(月)

8月10日(金)からお盆用の切り花、匠産産のご贈答品など多数そろえてお待ちしております。

暑い夏は何と言ってもプール！8月1日(水)から小さなお子様用ミニプールを設置します。ご利用ください。お子様とザリガニ釣りを楽しみませんか。8月は毎日午前10時から(予定)一人1匹お持ち帰りできます。毎週土・日曜日は各種イベントをお楽しみください。

問ふれあいパーク八日市場 ☎70・5080



豊富な品ぞろえでお待ちしております



週末は何かがある！ ふれあいパーク情報

夏だ、プールだ、ザリガニだ！

南風から代々屋敷を守り続けるクスの大木



大自然の生命力 巨樹・古木 クスノキ(樟)

- ・幹周り 4.55m
- ・樹高 約25m
- ・葉張り 約24m
- ・推定樹齢 250年
- ・所在地 豊和地区大寺 鎌形利男さん宅内

問産業振興課商工労政室 ☎73-0089

将来健康な生活を送るために

骨粗しょう症予防検診実施

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基本的疾患です。ダイエットによる栄養バランスの崩れや日ごころの運動不足から特に若い女性の骨密度は低下しています。

自分の骨量を知り、ライフスタイルの改善を図っていくことが将来健康な生活を送っていくために必要です。

市では18歳～35歳までの女性と40歳～70歳までの5歳ごとの節目年齢の女性の方を対象に骨粗しょう症予防検診を実施します。

内容：骨量測定、健康教育、栄養相談 **期日/会場：**9月7日(金)/保健センター、9月8日(土)/保健センター、9月9日(日)/野栄福祉センター **時間：**午前9時～11時 午後1時～3時 **対象：**18歳



35歳の女性および

40歳、45歳、50歳、

55歳、60歳、65歳、

70歳の節目年齢の女性

対象者の年齢はいずれ

も平成20年3月31日現在の年齢です。

なお、節目検診対象者には通知を送付します。

料金：500円 **測定方法：**

かかとで骨量を測定します。

かかとを出しやすい服装でお越しください。

問健康管理課 ☎73・1200、

保健福祉室 ☎67・3118

重度心身障害者

医療費助成制度を改正

【改正内容】

1 入院時食事代(標準負担額)の助成を廃止します。

2 所得制限の導入：世帯(加入医療保険単位)の市民税所得割の額が一定額以上となる重度心身障害者の医療費を助成対象外とします。

【適用時期】

平成19年9月分のものから

問福祉課 ☎73・0096、保健福祉室 ☎67・3118

戦没者等の「遺族の皆さまへ」

請求期限迫る！ 特別弔慰金の請求はお済みですか？

【対象者】

戦没者等の死亡当時現存していた(生まれていない)ご遺族

(戦没者等の子については死亡当時の胎児も含む)で、平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に第八回特別弔慰金が支給されます。

平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

戦没者等の子

戦没者等と生計関係を有していた(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

ただし、戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、平成17年4月1日において遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。

右記 以外の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

右記 から 以外の三親等

内の親族

ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りません。

戦没者等の子や兄弟姉妹など、同じ順位の方が複数人の場合は、そのうちの代表者お一人が特別弔慰金を請求することになります。

また、その際、請求者以外の同順位の方については、請求同意書の提出が必要となります。

なお、先順位者のご遺族がいる場合、後の順位者は支給の対象になりません。

【支給内容】

額面40万円、10年償還の記名国債

【請求期間】

平成20年3月31日まで

請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅することとなりますので、請求がお済みでない方は、速やかに請求してください。

【請求手続き窓口】

福祉課福祉班 ☎73・0096、保健福祉室 ☎67・3118

期限は8月31日(金)まで

手当の現況届を忘れずに

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の受給者は、後日郵送される現況届または所得状況届の用紙に必要事項を記入し、8月31日(金)までに福祉課または野栄総合支所保健福祉室へ提出して下さい。

この届を提出しない場合は、手当を受けることができなくなりません。なお、提出の際は印鑑をお持ちください。

問福祉課 ☎73・0096、保健福祉室 ☎67・3118

受講生募集

手話奉仕員養成講座

9月から開講する手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講生を募集しています。

期間：9月～平成20年2月の毎週水曜日(19時～21時)会場：さわやかホール(旭市イの1775) **受講料：**1万円(別途テキスト代1200円)

申し込み・問い合わせ：旭障害者支援センター ☎63・0900、FAX 60・2579、Eメール asahi-s@rosario.jp